

入札公告（物品）

さぬき警察署公告第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和8年3月4日

さぬき警察署長 桑 嶋 好 人

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名及び数量
自動車用燃料（長尾地区）の購入（単価契約）
- (2) 購入物品の要求諸元
仕様書による
- (3) 納入場所
仕様書による
- (4) 契約期間
令和8年4月1日～令和8年9月30日
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（仕様書に示した購入見込数量に対する総価。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載するものとする。）に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

契約は、落札者が提出した入札書の内訳単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額による単価契約とする。

2 契約書作成の要否 要

3 電子契約の可否 可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時まで電子メールにより提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（案件名）」とすること。

提出先：kssanuki@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

令和8年3月4日から令和8年3月13日まで（香川県の休日を含める条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時の間）

郵便番号 769-2101

香川県さぬき市志度 1028 番地 1

さぬき警察署 会計課

電話番号 (087) 894-0110

FAX番号 (087) 894-8799

なお、入札説明書等の郵送等（FAX・メール）を希望する場合は、上記担当に連絡すること。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年3月13日午後3時までに4に示した場所に対し文書で行うこと。

回答は、令和8年3月16日から令和8年3月17日までの間（休日を除く午前8時30分から午後5時まで）4に示した場所において閲覧に供するとともに、質問者及び本公告に係る入札説明書の交付を受けた者全員にFAX（メール）で送付する。

6 入札及び開札を行う日時及び場所

令和8年3月24日（火）午後2時00分

香川県さぬき市志度 1028 番地 1

さぬき警察署 訓示室

- 7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の可否
否とする。
- 8 入札保証金及び契約保証金
規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和8年3月17日午後5時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。審査の結果は、入札日の前日までに通知する。
- 9 入札者の参加資格
次に掲げる要件を満たす者であること。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
(5) 仕様書に示す条件を満たしている給油所を有していること。
- 10 入札者に要求される事項
入札に参加を希望する者は、9の(5)の要件を満たすことを証明する書類を令和8年3月17日午後5時までに、4に示した場所に提出（郵送の場合は必着）し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、入札日の前日までに通知する。
- 11 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。
- 12 入札又は開札の取消し又は延期による損害
天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等によりに競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。
- 13 落札者の決定方法
規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱に基づき公表する。
- 14 契約締結の期限
落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は、無効とする。
ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。
- 15 予約完結権の譲渡の禁止
落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。
- 16 その他
(1) 詳細は、入札説明書による。
(2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。
(3) 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能になったときに、入札の効力が生じる。